2005年11月16日 制定 2008年1月16日 改正 2016年2月10日 改正

(目的)

第1条 この申合せは、2015年度版科研費ハンドブック(研究機関用)(平成27年7月 文部科学省研究振興局、独立行政法人日本学術振興会)に基づくものである。ここでは、科学研究費補助金(文部科学省、日本学術振興会、厚生労働省)(以下「科研費」とする。)で科研費受領者が購入し、当該科研費受領者が寄付した設備、機器備品または図書の所属研究機関の変更に関する事項を定める。

(申請)

第2条 科研費受領者が科研費で購入の後、本学に寄付した設備、機器備品または図書(以下「当該機器備品等」という。)について、当該機器備品等を購入した科研費受領者(以下「購入者」とする。)が、本学より他の研究機関に転出し、かつ、当該機器備品等を転出後の研究機関(以下「転出機関」という。)に移動するために当該機器備品等の返還を希望する場合は、様式1の「科学研究費補助金による購入機器備品等に関する返還願」(以下「返還願」とする。)を、所属長を経て学術情報部長(以下「部長」とする。)に提出する。

(手続き)

- 第3条 部長は前条の返還願の提出を受けた場合、遅滞なく、学術情報部主任会に報告する。
- 第4条 部長は前条の報告の後、当該機器備品等の除却手続きを行う。
- 2 前項の手続きが終了したことを確認した後、部長は購入者に返還した旨を通知し、転出機関に当 該機器備品等を送付する。当該機器備品等送付にともなう全ての費用は、転出機関あるいは購入者 が負担する。

(事務)

第5条 この申合せに関する事務は学術情報部学術研究支援課が所管する。

(改廃)

第6条 この申合せの改廃は、学術情報部主任会の議を経て、学長が決定する。

附則

この申合せは、2016年4月1日から施行する。

様式(省略)